

事 務 連 絡

平成20年10月7日

都道府県
各 指定都市 高齢者虐待防止法担当課 御中
中 核 市

厚生労働省老健局計画課
認知症・虐待防止対策推進室

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律等の施行に伴う対応について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）に基づく各地方公共団体等の対応状況等については、法施行2年目に当たる平成19年度の実績を、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査について（依頼）」（平成20年6月19日老計発第0618001号厚生労働省老健局計画課長通知）により調査し、平成20年10月6日にその結果を公表したところです。

今般、当該調査結果等を踏まえ、法の適切かつ円滑な運営を確保するための留意事項等を改めてお示しすることとしたので、ご了知の上、各種会議、研修会等の機会を通じて、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知していただきますようお願いいたします。

1. 養介護施設従事者等に対する啓発

養介護施設等における虐待を防止するためには、職員一人ひとりが虐待についての正しい知識を持って日々の介護にあたる必要がある。そのためには、職員に対する虐待防止のための研修が重要であり、都道府県にあっては高齢者権利擁護等推進事業の活用などにより、施設等職員に対する研修の機会の確保に努められたい。また、施設等においても所内研修を始めとする虐待防止に対する積

極的な取組が行われるよう、実地指導などに際しての重点的な指導を改めてお願いしたい。

2. 養護者に対する支援・啓発

調査結果において、被虐待高齢者のうち認知症日常生活自立度がⅡ以上の方が4割以上を占めていたことから、認知症高齢者を養護する家族に対して、認知症の症状などに対する理解を促進するとともに、介護保険サービスの適切な利用など介護等についての重点的な援助を行われたい。

3. 市町村の体制整備

(1) 窓口周知未実施市町村に対する指導、窓口再周知の実施

市町村の体制整備のうち、窓口設置及び周知の実施については、今回の調査において、ごく一部の市町村を残すのみとなった。まだ取組が行われていない市町村についてはできる限り速やかに実施されるよう助言をお願いしたい。また、窓口周知については、住民への浸透を図るため、機会を捉えて継続的な広報をお願いしたい。

(2) 対応マニュアル等の作成

高齢者虐待については、事案の発生に対して速やかな対応が求められることから、あらかじめ関係者間で対応手順の理解を共有することが必要である。このため、それぞれの市町村の状況に応じた対応手順を文書化し、整理しておくことが望ましいことから、対応マニュアルや業務指針の作成について積極的に取り組まれるよう助言をお願いしたい。

(3) ネットワーク構築の推進

虐待の原因には、身体的、精神的、社会的、経済的要因等様々な問題があるものと考えられることから、高齢者虐待の発生予防・早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、関係団体、関係機関等との連携・協力体制を構築して対応することが重要である。小規模市町村においては虐待事例が少なく、新たな組織を作ることが難しい場合も考えられるが、既存のネットワーク等を活用することも有効であると考えられるので、各市町村の創意工夫により関係団体等との適切な連携が図られるよう、積極的な取組をお願いしたい。

4. 市町村に対する都道府県の支援

都道府県は、法第19条により、養護者による高齢者虐待に関して、市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助を行うものとされており、広域的見地から、市町村の虐待対応についての支援をお願いしたい。特に権利擁護相談窓口の設置については、対応困難事例における有効なサポートとなるものと考えているので積極的な取組をお願いしたい。

5. 成年後見制度の利用促進

法第28条は、成年後見制度の利用促進を定めているが、今回の調査において虐待のあった事例のうち、制度の利用が行われているものは少数であった。また、制度利用に際しての経済的負担の軽減を図る成年後見制度利用支援事業についても、昨年度の実施市町村は、全体の約半数に止まっている。成年後見制度は認知症高齢者等の権利擁護、虐待防止を図る上で重要な制度であり、市町村長による申立の活用も含め、市町村の積極的な取組をお願いしたい。

【担当】

厚生労働省老健局計画課

認知症・虐待防止対策推進室

TEL : 03-5253-1111 (内線3966)